

グローバルにみた日本の LGBT と人権保障

谷口洋幸 (金沢大学)

yukitani@staff.kanazawa-u.ac.jp

1 はじめに

SDGs (持続可能な開発目標) の理念「誰一人取り残さない (Leave no one behind)」

→ SOGI¹を理由に脆弱／周縁／不公正な立場におかれる LGBT²も当然に含まれる³

目標 10：人や国の不平等をなくそう (Reduced Inequalities)

目標 16：平和と公正をすべての人に (Peace, Justice and Strong Institutions)

目標 5：ジェンダー平等を実現しよう (Gender Equality)

2 日本の LGBT 法政策

各国に共通する 4 つの課題

- ① ソドミー法 同性どうしの性行為に刑罰を科す法規定の改正と撤廃
- ② 性別の変更 性別記載の変更／性自認にもとづく性別表記の承認
- ③ 同性婚 同性間パートナーシップの権利保障、性別による婚姻制限の撤廃
- ④ 差別禁止 性的指向・性自認などにもとづく差別の禁止／人権擁護

	世界の法状況 ⁴	日本の法状況
① ソドミー法	70 カ国 (死刑 6、禁錮 10 年 27)	なし
② 性別の変更	51 カ国 (手術不要 31、診断不要 13)	性同一性障害者特例法 (厳格な条件)
③ 同性婚	婚姻 29、パートナー法 34	なし cf.自治体パートナー認証制度
④ 差別禁止	(SO) 憲法 11、包括 57、(GI) 26	なし cf. SOGI ハラ防止義務

行政機関 (省庁、自治体など) における取り組み

人権啓発活動 (2002 年から)、自殺対策、教育 (e.g. いじめ防止、制服)、雇用・労働

¹ Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender の頭文字。性的マイノリティの総称として用いられる。その他、文脈により Queer/Questioning、Intersex、Asexual を加えた LGBTQ、LGBTQIA、また LGBTs や LGBT+ など様々な用法がある。

² Sexual Orientation (性的指向)、Gender Identity (性自認) の頭文字。人の性のあり方のうち異性愛規範／性別二元制に関連する対称項の一部。その他、文脈により Gender Expression (性別表現)、Sex Characteristics (性的特徴) を加えた SOGIE、SOGIESC など用いられる。

³ "...There are 17 sustainable development goals all based on a single, guiding principle: to leave no one behind. We will only realize this vision if we reach all people regardless of their sexual orientation or gender identity. In too many countries, lesbian, gay, bisexual, transgender and intersex people are among the poorest, most marginalized members of society," Secretary-General's remarks at the High-level LGBT Core Group Event "Leaving No-One Behind: Equality & Inclusion in the Post-2015 Development Agenda," 29 September 2015, U.N. Headquarter, NY: USA.

⁴ 性的指向については NGO の国際的なアンブレラ組織である ILGA (International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association) による調査、性自認については TGEU のプロジェクト TvT (Transrespect vs Transphobia) による調査が最も網羅的かつ専門性・信頼性が確保されている。本報告では両調査ならびに国連 SOGI 独立専門家による一連の報告書 (U.N. Docs. U.N. Doc. A/72/172, 19 July 2017; A/HRC/38/43, 12 July 2018) の数値を参考にした。

3 国際社会はどう見ているか

(1) 条約機関 (Treaty Bodies) からの改善勧告⁵ [→資料①]

- ・ 公営住宅・DV 防止法 (自由権規約委員会、社会権規約委員会)
- ・ 差別解消への取り組み (自由権規約委員会、子どもの権利委員会)
- ・ LBT 女性の健康・教育・雇用など複合・交差差別の解消 (女性差別撤廃委員会)

(2) 国連人権理事会の普遍的定期審査 (UPR)⁶ [→資料②]

- ・ 差別解消への取り組み (オランダ、ノルウェー、ドイツ、ホンジュラス、コロンビアなど)
- ・ 法律の改廃 (性同一性障害者特例法、ヘイト・スピーチ、DV 防止法) (NZ、豪、TL など)
- ・ 国レベルにおける同性カップルの法的・制度的保障 (カナダ、スイス)
- ・ 企業や自治体における取り組みの加速 (カナダ)

4 LGBT と人権保障のために

(1) 国の義務としての SOGI 差別解消への取り組み

国連高等弁務官事務所『Born Free and Equal』(2012 初版、2019 改訂版)

1. 暴力からの保護／2. 拷問および残酷な、非人道的なまたは品位を傷つける処遇または刑罰の防止／3. 差別的な法律 (犯罪化規定) の撤廃／4. 差別の禁止および差別への対応／5. 表現、平和的集会、結社の自由の尊重

(2) 差別とは何か

「直接的または間接的に差別が禁止される事由にもとづく区別、排除、制限または優遇その他の差異ある処遇であって、他者との平等を基礎として、国際法において保障された権利を享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」⁷

→ 形式的差別だけでなく、実質的差別、間接差別、制度的差別、複合・交差差別などを含む

→ 人々の意識だけでなく (社会の) 制度や構造を変革していく必要性

5 おわりに

SDGs=Sustainable Development Goals、2020 年 1 月～「行動の 10 年 (Decade of Action)」

→ LGBT を無視／排除し、脆弱／周縁／不公正な立場においてきた仕組みを変える行動を

⁵ 主要人権条約のもとに設置される専門家委員会。締約国との建設的対話にもとづく改善勧告 (国家報告制度)、人権侵害の通報の審査 (個人通報制度)、条文解釈や個別課題に関する解釈指針の採択 (一般的意見) などを通じて条約の適切な履行を確保する任務を与えられている。ここで取り上げる改善勧告は国家報告制度のもとで採択されたものである。

⁶ 国連人権理事会は国連人権委員会の後継として 2006 年に設立された国連総会の補助機関。人権の実現にむけた国際協力の中心的役割を果たしている。普遍的定期審査 (UPR, Universal Periodic Review) は改組に伴って新設された国家間の相互審査 (peer review) にもとづく定期的な人権状況の監視制度。国連の全加盟国が 4 年半に 1 度ずつ審査対象となり、現在 3 巡目の審査が実施されている。

⁷ "[A]ny distinction, exclusion, restriction or preference or other differential treatment that is directly or indirectly based on a prohibited ground of discrimination and that has intention or effect of nullifying or impairing the recognition, enjoyment or exercise, on an equal footing, of rights guaranteed under international law," OHCHR, 2012, Born Free and Equal, U.N. Doc. HR/PUB/12/06, p.40.

【資料①】 条約機関 (Treaty Bodies) から日本への勧告

(1) 自由権規約委員会・第5回報告書審査 (2008)・総括所見 (CCPR/C/JPN/CO/5)

29. [自由権規約] 委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの雇用、住宅供給、社会保障、健康、教育、その他法により定められた分野 (例えば公営住宅法第23条1項が婚姻または婚姻関係にない異性のカップルのみを対象としているため、婚姻していない同性カップルが公営住宅を借りられない例や、配偶者暴力防止法が同性のパートナーによる暴力からの保護を排除している例にあるように) における差別に懸念を有する (2条・26条)。

締約国 [=日本] は、規約26条に関する委員会の解釈に則り、差別を禁止する事由に性的指向が含まれるように法律の改正を検討し、未婚の異性の同棲カップルと同性の同棲カップルが平等に扱われることを確保すべきである。

(2) 自由権規約委員会・第6回報告書審査 (2014)・総括所見 (CCPR/C/JPN/CO/6)

11. [自由権規約] 委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人々に係る社会的嫌がらせおよび非難についての報告、ならびに自治体によって運営される住宅制度から同性カップルを排除する差別規定についての報告を懸念する (2条・26条)。

締約国 [=日本] は、性的指向および性自認を含む、あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法を採択し、差別の被害者に、実効的かつ適切な救済を与えるべきである。締約国は、LGBTの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化し、LGBTの人々に対する嫌がらせの申立てを捜査し、またこうした固定観念、偏見及び嫌がらせを防止するための適切な措置をとるべきである。締約国はまた、自治体レベルで、公営住宅制度において同性カップルに対し適用される入居要件に関して残っている制限を除去すべきである。

(3) 社会権規約委員会・第3回報告書審査 (2013)・総括所見 (E/C.12/JPN/CO/3)

10. [社会権規約] 委員会は、締約国 [=日本] が法改正を行う際、本規約の下の義務の遵守を確保しようとしているものの、規約の権利に関する限りにおいて、女性、非嫡出子及び同性のカップルに対する差別的規定が締約国の法制度に存在し続けていることに懸念をもって留意する (第2条2)。

[社会権規約] 委員会は締約国 [=日本] に対して、これらの人々を本規約の権利の行使及び享受に関連して直接的又は間接的に差別をしないことを確保するため、関連する法律を包括的に検討し、必要な場合には、改正することを要求する。

(4) 女性差別撤廃委員会・第7-8回報告書審査 (2016)・総括所見 (CEDAW/C/JPN/CO/7-8)

46. [女性差別撤廃] 委員会は、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの先住民族や民族的マイノリティの女性とともに障害のある女性、LBTの女性及び移民女性といったその他の女性が複合的かつ交差的な形態の差別を引き続き経験しているとの報告を懸念する。委員会は特に、こうした女性たちの健康、教育、雇用へのアクセスが引き続き限られていることを懸念する。

47. [女性差別撤廃] 委員会は、締約国 [=日本] がアイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの先住民族や民族的マイノリティの女性とともに障害のある女性、LBTの女性及び移民女性が経験している、健康、教育、雇用へのアクセス及び公的活動への参画とともに健康・教育サービスや職場での経験においても影響を与える、複合的かつ交差的な形態の差別を解消するための努力を積極的に行うことを要請する。

(5) 子どもの権利委員会・第4・5回報告書審査 (2019)・総括所見 (CRC/C/JPN/CO/4-5)

17. [子どもの権利] 委員会は、嫡出でない子に同一の相続分を認めた「民法の一部を改正する法律」の改正 (2013)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の採択 (2016)、及び対話の際に挙げられた意識啓発活動に留意する。委員会はまた、強姦罪の構成要件を

見直し、男性にも保護を与えた刑法の改正 (2017) も歓迎する。しかしながら、委員会は以下を依然として懸念する。

(a) 包括的な反差別法が存在しないこと。

(b) 嫡出でない子の非嫡出性に関する戸籍法の差別的規定 (特に出生届に関するもの) が部分的に維持されていること。

(c) 周縁化された様々な集団に属する子どもに対する社会的差別が根強く残っていること。

18. [子どもの権利] 委員会は締約国 [=日本] に対して以下を要請する。

(a) 包括的差別禁止法を制定すること。

(b) 嫡出でない子の地位に関するものを含め、根拠にかかわらず、子どもを差別する全ての規定を廃止すること。

(c) アイヌを含む民族的少数者の子ども、被差別部落出身の子ども、韓国・朝鮮人 (Korean) 等の日本国籍以外の子ども、移住労働者の子ども、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・インターセックスの子ども、婚外子並びに障害をもつ子どもについて、意識啓発プログラム、キャンペーン、人権教育を含め、実質的に差別を減少・防止するための措置を強化すること。

【資料②】 国連人権理事会・普遍的定期審査 (UPR) における日本への勧告

(1) 国連人権理事会・第 1 回普遍的定期審査 (2008)・勧告 (A/HRC/8/44)

60.11 性的指向・性自認にもとづく差別撤廃のための措置を講ずること (カナダ)

(2) 国連人権理事会・第 2 回普遍的定期審査 (2012)・勧告 (A/HRC/22/14)

147.34 人種差別および性的指向にもとづく差別からの法的保護の強化を検討すること (カナダ)

147.36 国内法が、年齢、性別、宗教および性的指向にもとづく直接的または間接的差別にも対処している人種差別撤廃条約に含まれる内容に合致するよう確保すること (スイス)

147.65 社会的地位、ジェンダー、性的指向を含む包括的リストの理由にもとづく差別的規定を撤廃する視点から国内法を再検討すること (チェコ)

147.85 人種差別撤廃条約に沿って国内法上の差別を定義し、年齢、ジェンダー、宗教、性的指向、民族、国籍を含むあらゆる形態の直接的または間接的差別を禁止すること (ノルウェー)

147.89 LGBT 個人の保護および差別撤廃、ならびに、性的指向または性自認を理由とするあらゆる差別的処遇の撤廃のためにさらなる措置を検討すること (アルゼンチン)

(3) 国連人権理事会・第 3 回普遍的定期審査 (2017)・勧告 (A/HRC/37/15)

161.58 ヘイトスピーチの禁止と合意なき性行動の処罰を明文化する観点から、女性、婚外子、民族的・国民的マイノリティ、LGBTI の人々に対する差別的な法規定を撤廃すること (メキシコ)

161.59 年齢、ジェンダー、宗教、性的指向、エスニシティ、国籍を含むあらゆる形態の直接および間接差別の禁止を確保する観点から、包括的な差別の定義を含む、幅広く適用可能な反差別法を制定すること (オランダ)

161.61 年齢、ジェンダー、宗教、性的指向またはエスニシティを理由とするものを含む差別禁止法を制定し、ジェンダー平等を実現するために必要な措置を講ずること (ノルウェー)

161.63 年齢、人種、ジェンダー、宗教、性的指向、民族的出自または国籍にもとづくあらゆる直接および間接差別を禁止・制裁するための包括的な反差別法を制定・施行すること (ドイツ)

161.65 性的指向・性自認を理由とする差別を含む国際的な義務・基準に沿った差別撲滅のための包括的な法律を制定すること (ホンジュラス)

161.70 性同一性障害者特例法の改正を含む、性的指向・性自認を理由とする差別に対処する措置をとること (ニュージーランド)

161.71 性的指向にもとづく差別の撤廃に関連する積極的取り組みを継続し、国家レベルで同性どうしの結びつきを承認すること (スイス)

161.72 LGBTI の人々の権利を保護・促進するための包括的な反差別法を導入すること (アメリカ)

161.73 同性間パートナーシップの国家レベルでの正式な承認へと広げることを含め、いくつかの地方自治体や民間企業による性的指向・性自認を理由とする差別撤廃のための努力を推し進めること (カナダ)

161.74 特にジェンダー、エスニシティ、皮膚の色、性的指向、性自認に関するあらゆる差別に反対する行動を継続的に実施すること (コロンビア)

161.75 性的指向・性自認を含むすべての人およびあらゆる理由にもとづく差別からの平等な保護を提供するための包括的な反差別法の導入に向けて迅速に行動すること (アイルランド)

161.84 人種、エスニシティ、性的指向、性自認にもとづく差別禁止法の導入を含め、ヘイトスピーチへの効果的な取り組みおよびマイノリティの権利保護のために更なる措置をとること (オーストラリア)

161.179 同性カップルの場合も含め、すべての DV の通報を捜査すること (東ティモール)